京都市告示第２９６号

生活保護法第４９条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号。以下「改正法」という。）附則第４条第２項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第１４条第２項第３号（改正法附則第４条第２項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成２５年9月１７日

京都市長　門川大作

医療機関指定

名　　　称	所　　　在　　　地	指定年月日
医療法人理慶会もろおかクリニック	北区西賀茂樋ノ木町３１番地２	平成25年7月1日
にしい内科医院	北区紫竹上梅ノ木町６０番３	平成25年9月1日
原谷ゆう薬局	北区大北山原谷乾町１９９－１	平成25年9月1日
近畿調剤平野神社前薬局	北区平野八丁柳町６８－１　サニーハイム金閣寺１階	平成25年9月1日
ハザマ薬局	中京区壬生坊城町５３－６　壬生坊城ビル１－１	平成25年8月1日
阪神調剤薬局　木津屋橋店	下京区油小路通下魚棚下る油小路町２７９番地	平成25年9月1日
幡枝ゆう薬局	左京区岩倉幡枝町８２８番３	平成25年8月1日
カキノキ薬局東一条店	左京区吉田中阿達町３８番１	平成25年8月1日

名　　　称	所　　　在　　　地	指定年月日
カキノキ薬局	左京区吉田下阿達町３６	平成25年8月1日
訪問看護ステーションいっぽ	南区西九条東比永城町３３	平成25年6月1日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）